

危険物許可申請の差し替えについて

1 基本的事項

危険物施設に対する許可申請に対し、許可が与えられた場合において、その申請内容と違った内容の工事を行う場合は、原則その変更部分に対し、あらためて許可申請を行う必要があるが、軽微なものと判断したものについては、許可申請を要さず、許可済みの申請内容の資料を差し替えることによって対応することができる。

2 具体的運用

差し替えで対応できるかどうかの判断は、概ね次の事項により行うこと。

- (1) 変更内容が許可を要しないものについては、差し替えにより認める。
- (2) 測定の誤差範囲と見られる程度の寸法の違いは、原則差し替えで認めるが、測定の誤差範囲の寸法違いであっても

ア 強度計算の修正が求められる。(修正が軽微なもので、判定が明らかなものを除く。)

イ 避雷設備、消火設備又は警報設備の包含範囲の再確認を必要とする。(修正が軽微なもので、包含が明らかなものは除く。)

ウ タンクの容量計算の修正が求められる。

エ 特例の再審査が求められる。(修正が軽微なもので、特例要件に適合することが明らかなものを除く。)

オ 給油取扱所の屋内と屋外の判定計算の修正が求められる。(修正が軽微なもので、判定が明らかなものを除く。)

カ 防油堤又は油分離槽の容量計算の修正が求められる。(容量に対する基準が無いもの又は修正が軽微で明らかに基準に適合するものは除く。)

キ 消火設備の圧力損失計算の修正が求められる。(修正が軽微なもので、明らかに基準に適合するものは除く。)

ク 側面枠取付位置の再審査のため角度計算の修正が求められる。(修正が軽微なもので、明らかに基準に適合するものを除く。)

ケ 建築物の面積計算の修正が求められる。(面積が基準に規定されていないもの及び修正が軽微で、明らかに基準に適合するものを除く。面積制限及び消火設備の基準等を確認すること。)

コ その他寸法変更により、あらためて再計算等による審査が必要となる。(修正が軽微なもので、判定が明らかなものを除く。)

等、数値が変わることにより、基準に適合していることが瞬時に判断できず、資料又は再計算等により確認を要する場合は、差し替えでは認められない。

なお、基準に適合していることが瞬時に判断できる

- ① 屋内タンク貯蔵所の通気管先端の高さ
- ② 防火塀の高さ
- ③ 1.5m以下の配管支持物の高さ
- ④ 認定品ではない防火設備の板厚

等に関する寸法変更については、差し替えて認める。

また、屋外の施設範囲等、特に基準に規定されていない寸法変更についても、差し替えて認める。(保有空地等の基準について、確認すること。)

- (3) 基準に係る設備等が新たに設置される場合は、原則差し替えでは認められない。
- (4) 申請時に設置又は移設された基準に係る設備等の位置を変更する変更は、当該設備の位置変更が基準に影響しないもの又は当該変更後の位置によっても基準に適合することが明らかな場合は、差し替えて認める。
- (5) 許可内容から項目を削除する変更は、原則差し替えて認めるが、当該項目の削除により、新たに審査を要する場合は、差し替えでは認められない。
- (6) 特例内容又は特例要件の変更(追加を含む。)は、差し替えでは認められない。(特例内容の縮小等、新たに審査を要しない変更は除く。)
- (7) 材質変更に係る変更については、(1)を除き、差し替えでは認められない。ただし材質の基準が適用されていないものについては、差し替えを認める。また「火災等による熱によって容易に変形するおそれのないもの」等、金属であれば基準に適合することが明らかな場合にあつては、金属どうしの材質変更は差し替えて認められるが、材質が法令により規定されているものについては、材質変更は差し替えでは認められない。
- (8) 危険物配管の差し替えについては、以下のとおりとする。
 - ア フロー上変更がなく、アイソメ図の誤差範囲内の寸法等の変更については、差し替えて認める。
 - イ フランジの切り込みは、地下埋設配管及び移送取扱所の配管等、フランジに特別の基準がかかっているものを除き、差し替えて認める。
 - ウ バルブの切り込みは、差し替えでは認められない。(ただし、今回許可を受けたバルブと同種同材質のバルブ(同基準の場所に限る。)の追加であれば、差し替えて認められる。(地下埋設配管及び移送取扱所の配管を除く。))
 - エ バルブ又は小型ストレーナー等の小型機器の位置変更については、軽微なものであれば認められる。
 - オ フランジ、バルブ及び機器等を撤去し、その前後に設置されている同一仕様の配管に変更する修正は、差し替えて認められるが、その際、撤去されたものが、法律上必要ないものであるか確認すること。

- カ 新たな枝出し等、フローが変更となる修正は、原則認められないが、上記イ～オ等、内容が軽微なものについては、差し替えで認める。
- (9) 消火配管の差し替えについては、以下のとおりとする。
- ア フロー上変更がなく、アイソメ図の誤差範囲内の寸法等の変更であって、圧力損失の計算への影響が軽微であり、明らかに基準に適合するものについては、差し替えで認める。
- イ 管継手及びバルブの切り込みについては、差し替えでは認めない。(ただし今回許可を受けた管継手と同種同材質の管継手又は許可を受けたバルブと同種同材質のバルブの追加であれば、差し替えで認める。)
- ウ 管継手及びバルブ等の位置変更については、軽微なものであれば認められる。
- エ 管継手、バルブ及び機器等を撤去し、その前後に設置されている同一仕様の配管に変更する修正は差し替えで認めるが、その際、撤去されたものが、法律上必要ないものであるか確認すること。
- オ フローが変更となる修正は、原則認められないが、上記イ～エ等、内容が軽微なものであり、かつ圧力損失の検討上、基準に適合することが明らかである場合には、差し替えで認める。
- (10) 上記にかかわらず、誤記及び記載漏れ等、申請者の意図しない内容であることが明らかなものについては、差し替えで認める。
- (11) 基準に適合しない変更は認められない。